限定承認公告

本籍千葉県銚子市西小川町三二七番地三、最後の住所千葉県銚子市南小川町二九三五番地
被相続人　亡　神田　博

右被相続人は平成二十九年一月二十八日死亡し、その相続人は平成二十九年五月十一日千葉家庭裁判所八日市場支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月二十九日
千葉県千葉市中央区椿森一丁目三番三号ラウレアハイツ2　一〇一号
相続財産管理人　神田　将未

限定承認公告

本籍京都府亀岡市本梅町西加舎前ケ芝二二番地一、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　森　実夫

右被相続人は平成二十九年二月二十三日死亡し、その相続人は平成二十九年五月十九日京都家庭裁判所園部支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月二十九日
京都府亀岡市薭田野町佐伯八王寺四六―二
限定承認者　古川　忠正

限定承認公告

本籍兵庫県豊岡市栃江五七四、最後の住所大阪府大阪市大正区三軒家東四丁目一〇番二号
被相続人　亡　植村　茂

右被相続人は平成二十八年十一月二十三日死亡し、その相続人は平成二十九年五月十八日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月二十九日
兵庫県豊岡市栃江五七四
限定承認者　植村　鈴子

大阪市北区南森町二丁目一番二九号三井住友銀行南森町ビル三階　弁護士法人淺田法律事務所　代理人弁護士　元治　武史

新規信託分割の公告

みずほ信託銀行株式会社（受託者）は、左記のとおり、平成二十九年六月三十日付で、左記一の信託を新規信託分割しますので、公告します。この分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載日の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

一、従前の信託の特定
（一）信託の当事者
委託者兼受益者
インヴィンシブル投資法人
東京都港区六本木六丁目一〇番一号
六本木ヒルズ森タワー
受託者
みずほ信託銀行株式会社
東京都中央区八重洲一丁目二番一号
（二）信託の年月日及び契約名称
平成二十三年九月二十九日付不動産管理処分信託併合契約（プルデンシャルＬＰＳローンⅢ）（その後の変更を含む。）
二、従前の信託において作成された財産状況開示資料等
右記一の信託についての、信託法施行規則（平成十九年法務省令第四十一号）第十七条第二号及び第三号に掲げる事項については、左記連絡先にご照会下さい。
三、分割が効力を生ずる日以後における従前の信託及び新たな信託の信託財産責任負担債務の履行の見込み
いずれも履行の見込みがあるものと判断しております。その詳細については、左記連絡先にご照会下さい。
四、連絡先
東京都中央区八重洲一丁目二番一号
みずほ信託銀行株式会社不動産信託部
電話番号　〇三―三二七四―九〇七八
平成二十九年五月二十九日
受託者
東京都中央区八重洲一丁目二番一号
みずほ信託銀行株式会社
取締役社長　飯盛　徹夫

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条の規定に基づき、優先資本金の額を八千万円減少し三十九億二千五百万円とし、発行済優先出資総口数八万百口のうち千六百口を一口に対して金五万円をもって有償消却し、消却に要する金額を八千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.akasaka-tax.or.jp/koukoku/ihcjftmk

平成二十九年五月二十九日
東京都港区赤坂二丁目一〇番五号税理士法人赤坂国際会計事務所
IHC Japan First特定目的会社
取締役　山崎　亮雄

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を七億六千七百八十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は平成二十九年四月二十五日付官報号外第九十号の八十四頁に掲載されています。

平成二十九年五月二十九日
東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー　白馬キャピタル7特定目的会社
取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金三億二千二百万円減少し、金千六百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

平成二十九年五月二十九日
東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内　ライム特定目的会社
取締役　関口　陽平

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金四十一億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年四月二十七日
掲載頁　五十頁（号外第九十二号）

平成二十九年五月二十九日
東京都港区赤坂二丁目一〇番五号税理士法人赤坂国際会計事務所内
日本インダストリアル特定目的会社
取締役　滝澤　弘子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金五千三百万円減少することにいたしました。

消却する優先出資の総口数は千六十口、消却の方法は任意無償消却とし、損失のてん補に充てる額は金五千三百万円です。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

平成二十九年五月二十九日
東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内　チトセ特定目的会社
取締役　本郷　雅和

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資総口数四百五十二億三千九百八万三千七十一口のうち、四十一億口（但し、発行済Ａ号優先出資十億四百二十三万五十三口、発行済Ｂ号優先出資八億七千四百二十六万二千四百六十七口、発行済Ｃ号優先出資二十二億二千百五十万七千四百八十口）を消却して四百十一億三千九百八万三千七十一口とすることにいたしましたので、右消却に係る当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十九年六月三十日までに当社にご提出ください。

平成二十九年五月二十九日
東京都港区赤坂二丁目一〇番五号税理士法人赤坂国際会計事務所内
日本インダストリアル特定目的会社
取締役　滝澤　弘子

訂正公告

平成二十九年五月二十二日（号外第一〇六号）掲載の第四期決算公告（枠組）中、「代表取締役　髙田　修」、「（うち当期純損失）」とあるは「代表取締役　髙田　孝明」、「（うち当期純損失）」とあるは「（うち当期純利益）」の誤りにつき訂正します。

平成二十九年五月二十九日
茨城県つくば市西大橋五九九番地一
株式会社ニューウェイブファシリティーズ
代表取締役　髙田　修

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　五月二十九日付第一一一号　九六ページ●同日付政府調達第九九号四〇ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）